平成３０年（フ）第４９０号
大阪市中央区瓦屋町２丁目18番７―806号
債務者　ＫＵＢＯ　ＨＡＹＤＥＥ　ＳＯＬＩＳ（旧姓久保ハイリ）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５１０号
大阪府東大阪市源氏ケ丘21番１号
債務者　山本栄子こと　玄　　榮子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４１号
香川県丸亀市今津町739番地４　大長アパート
債務者　平井美知代
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第２５号
長崎県長崎市磯道町246番地
債務者　松尾　志保
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷882番地２
債務者　山口　昭三（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成３０年（フ）第３号
大分県玖珠郡玖珠町大字綾垣1030番地の１町営池の原団地14棟２号
債務者　松木　慎也
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第９８９号
宮城県名取市杜せきのした２丁目５番地の９901号
債務者　山司　英弥
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第６４号
仙台市宮城野区新田２丁目18番25―201号
債務者　横山　英樹
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
秋田市新屋元町15番36号
債務者　加藤　　優
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６２号
秋田市横森５丁目18番20号　コーポフレンディ101号
債務者　齊藤　香菜（旧姓戸田・佐々木）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３号
秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番地174　県営南ヶ丘住宅25―103
債務者　佐藤　秀美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７０号
福島市野田町３丁目４番26号　内野アパート202
債務者　中村　光恵（旧姓三田）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第２号
石川県羽咋市三ツ屋町ロ43番地２、従前の住所石川県羽咋市石野町ヘ18番地８
債務者　服部　一三
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第５号
石川県七尾市西藤橋町午部40番地５　ミッキーハウスＮＯ．16　103号、従前の住所長崎県北松浦郡佐々町小浦免1135番地
債務者　久光　　努
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第２３号
山梨県甲府市国母２丁目３番31号
債務者　原田　雄一
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２５号
山梨県甲州市塩山藤木214番地４、前住所東京都府中市白糸台２丁目60番地の２　アリアファーレ白糸台104
債務者　上野　琴美
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係